

議案第46号

## 大阪市土地利用審査会条例の一部を改正する条例案

大阪市土地利用審査会条例（昭和49年大阪市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第3項中「及び3人以上の委員の出席がなければ」を「を含む過半数の委員が出席しなければ」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（組 織）

第2条 審査会は、委員7人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

土地利用審査会の委員の定数を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市土地利用審査会条例（抄）

(目 的)

第1条 省 略

(組 織)

第2条 審査会は、委員7人以内で組織する。

第2条 - 第3条 省 略

第3条 第4条

(会 議)

第4条 省 略

第5条

2 省 略

3 審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び3人以上の委員の  
出席がなければ、会議を開くことができない。  
出席しなければ  
を含む過半数の委員が

4 省 略

第5条 - 第6条 省 略

第6条 第7条